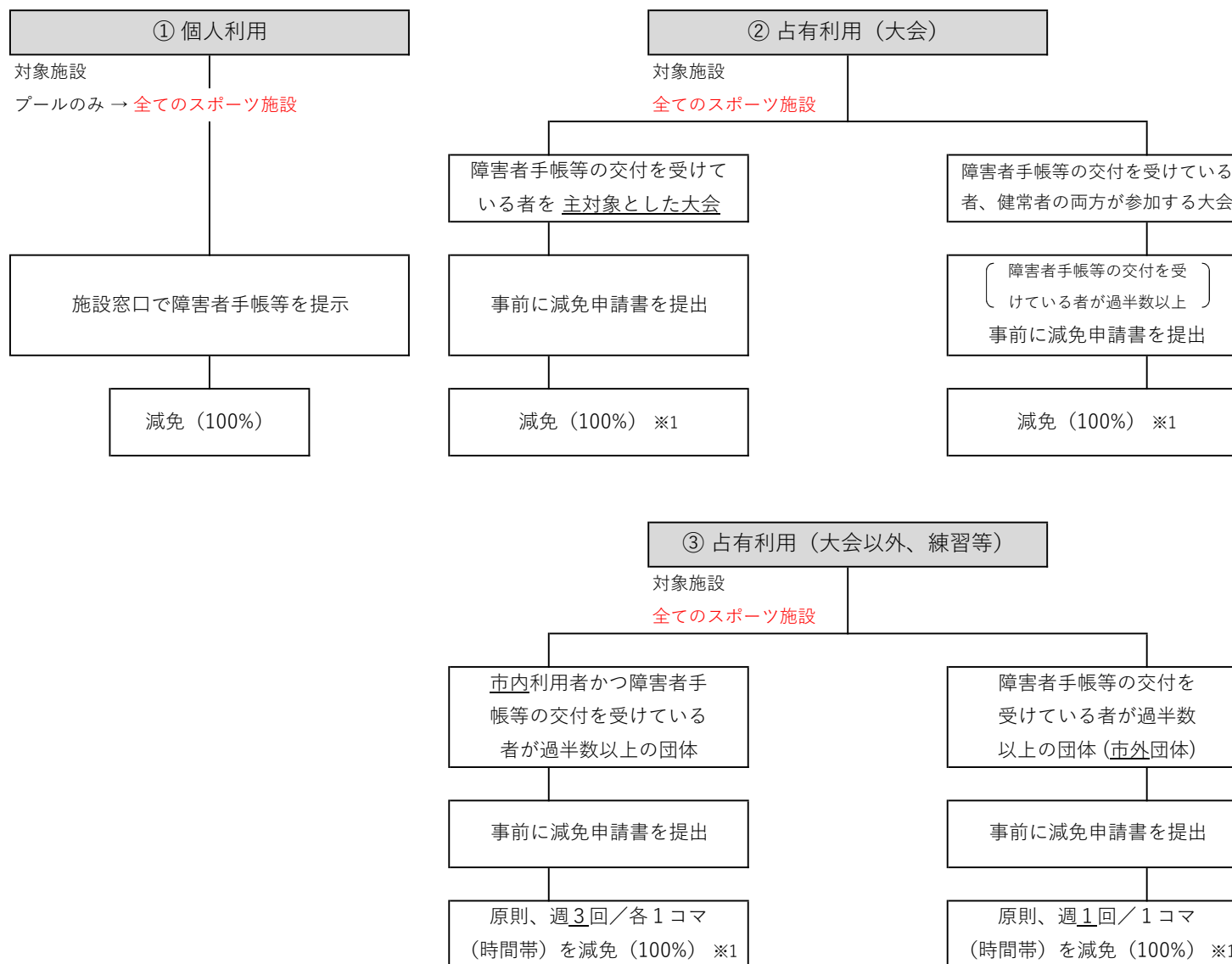


(3) 障害者の減免



※1 占有（減免）場所の範囲は、競技内容及び参加人数により決定する。少人数での体育館やサッカー場等の全面占有等は不可とする。

※2 大会以外で継続的に利用する場合は、減免申請書に加え、申請初回到団体登録及び団体登録メンバー表を提出いただき競技内容や障害者手帳等の所持状況を確認する。

※3 障害者手帳等：身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳